

一般質問

3月定例会では3月22日と23日の2日間、8名の議員から市政に関する様々な質問を展開しました。

一般質問 亀甲 義明 (公明党)

SNSを活用した 相談体制の構築

問 いまだ、いじめはなくなりません。いじめによる自殺や不登校もなくなりません。悩みを抱えながら、一人悩んでいる子どもたちが多く、市が現在行っている相談や支援体制は。

答 いじめ・不登校対策として、全小・中学校に、いじめ・不登校対策指導員、クラスサポーターの設置、こころのケアルームカウンセラーの配置、スクールライフサポーターの巡回などを行っている。また、小学校4校にスクールカウンセラーを派遣し、県より各中学校にスクールカウンセラーを配置している。

相談体制は、いじめ対策巡回指導員、こころのケアルームコーディネーターが電話相談、虹の広場でのカウンセリング、県による「あすなるダイヤル」、教育研究所の来所相談などがある。

問 いじめ、不登校などの相談があった場合の対応は。

答 いじめ・不登校対策指導員が、朝、学校へ来られないといったような児童に、電話や家庭訪問など対応している。また、いじめについては、市の基準、また、学校でのいじめ対策の基本方針を定め、その基準にのっとり対応している。

問 県でいじめに関するアンケート調査を実施されたが、その内容は。

答 調査は毎年6月頃に行っており、自分のことや周りの人について、「いじめられているか」、また、「いじめられている人はいるか」などを無記名で丸を打つ調査票です。

問 最近、LINEなどのSNSが若者の主なコミュニケーションの手段となっており、時代の変化に対応したSNSの積極的な活用が子どもたちの命を救うことにつながると思うが、市の考えは。

答 市単独で相談を受けることは、時間の確保、人員の養成などが難しく、県の取り組みを参考に連携して対応を検討していきたい。

問 SNSを活用した国からの補助金があると聞くが、それに対して市の考え方は。

答 文部科学省は、平成30年度、教育支援体制整備事業費補助金を実施する予定。その中の「SNS等を活用した相談体制の構築事業」は、各市町村も対象となるが、原則として都道府県及び指定都市を実施主体として予算が組まれるので指定都市を除く市町村については、広域的なSNS等を活用した相談体制の構築に資すると認められる場合に限り、補助金が交付される。まずは県の動向を見ていきたい。

子ども・若者支援

問 不登校、ひきこもり、ニートに対しての子ども・若者支援のサポート体制は。

答 特定の担当部署はなく、自立支援、生活支援は、福祉総務課、就労支援は、産業振興課が行っている。また、青少年の非行防止や健全育成は社会教育課が行っている。

問 生活自立支援についての相談窓口の現状は。

答 多様な課題を整理しながら、自立に向けた支援や生活困窮者住居確保給付金の支給などにより、日常生活、社会生活、就労支援による経済的な自立の促進を図るよう努めている。

問 そのうちの子ども・若者世代が、自立支援の相談で窓口に来た件数は。

答 新規の方の相談件数は、毎年度200件を超えており、平成29年度新規相談件数は2月末現在で273件。そのうち若者世代が占める割合は、

20代が16件で全体の5.9%、30代が23件で8.4%、40代が61件で22.3%。相談内容は、収入や生活費関連が174件、病気や健康関連が69件、仕事探しや就職関連が65件、ひきこもり等が13件。

問 ひきこもり等の相談が13件あったが、それに対する対策は。

答 就労につながるこの前段階として、市役所での単純作業やチャシの挟み込み作業など、職場体験を行った。

問 子ども・若者の不登校やひきこもりなどの方は、自分で窓口に向くことは難しい。さらに潜在化しているケースも含め積極的な手段として、訪問支援、アウトリーチが重要だがアウトリーチについて考えは。

答 生活支援相談窓口では、福祉総務課生活相談係の職員が6名体制で実施しており、アウトリーチを実施するには、さらなる体制強化が必要。また、行政内における連携だけではなく、地域におけるネットワーク体制を整え、さまざまな立場からの支援が必要。

問 生活保護受給者の子どもや若者、ニート、ひきこもり